

## 第8回 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議 議事録

### 一. 会議の日時及び場所

日時：令和3年12月10日（金）09:30～11:15

場所：赤坂インターシティ AIR 4階「the Green」

### 二. 出席した委員の氏名

阿部恭久委員（会場参加）、黒沢幸子委員（オンライン参加）、  
佐藤しのぶ委員（オンライン参加）、田上啓子委員（オンライン参加）、  
中村努委員（会場参加）、野崎史生委員（会場参加）、  
浜田節子委員（会場参加）、樋口進会長（会場参加）、  
増田悦子委員（オンライン参加）、松本恒雄委員（オンライン参加）、  
ユウ委員（オンライン参加）、吉倉和宏委員（会場参加）、  
吉田正義委員（オンライン参加）

出席した関係行政機関の職員その他の者（ギャンブル等依存症対策推進関係者会議運営規則第2条第3項。以下「参考人」という）の氏名

新田一郎参考人（総務省地方債課長）

今井祐一参考人（スポーツ庁政策課長）

### 三. 議事

1. 開会
2. 個別論点について
3. ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和3年度上半期までの進捗状況及びその評価案について
4. 閉会

○樋口会長 それでは、定刻になりました。ただ今から第 8 回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を開催いたします。本日は大変お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。また、オンラインでご出席いただいている委員の方もいらっしゃいます。まず、この会議の定足数は推進本部令第 3 条第 1 項で過半数となっております。本日の出席者は 13 名ですので、過半数に達しており、会議が成立していますことをご報告いたします。本日は、まず前回の会議での議論等を踏まえた個別論点について扱います。その後、ギャンブル等依存症対策推進基本計画令和 3 年度上半期までの進捗状況およびその評価についての議論を行います。本日の議事は以上の 2 点です。

それでは 1 点目の議事を進めてまいります。それでは議題の 2、個別論点の議事ですが、まず 1 つ目といたしまして、ギャンブル等依存症対策の充実について扱いたいと思います。内容については事務局からご説明をお願いいたします。

○榎本内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官 樋口会長ありがとうございます。それでは私のほうから、資料 1 (1) および資料 1 (2) につきましてご説明をさせていただきます。資料番号 1 (1) の「公営競技におけるインターネット投票に係る現状及びその依存症対策について」の資料について簡潔に御説明申し上げます。表紙をめくって 1 ページ目については問題提起として記述させていただいております。具体的な中身については次以降のページにございますが、中段に書いております通り、現行計画策定時にはコロナ禍という事態は予期しておりませんでした。また、前回会議においてもインターネットでの投票に対して改めて考える必要があるのではないか、という意見がございましたのでこの点を問題提起としてさせていただいております。続きまして、2 ページ目でございますが、こちらには各種データを載せさせていただいております。③によると、ネット投票の割合の上昇等が見て取れますが、この中には本場や場外に通っていた層がネット投票に移行した部分もあるかと思われますので、全てが新規ユーザーということも無いのだろうと思います。次の 3 ページ目では、前回会議で久里浜医療センターの担当者から御説明いただきました、令和 2 年度実態調査のインターネット投票に係る部分を抜粋させていただいております。こちらについては、調査を担当した者より前回会議において説明がございましたので詳細は割愛させていただきますが、結果の解釈には留意が必要としつつも、「ギャンブル等依存が疑われる者では、コロナ禍でインターネットによるギャンブルをする機会が増えた者が多い傾向が示唆された」としています。ただ、同調査では「インターネットによるギャンブル」と「ギャンブル等依存症」の間の因果関係までは明らかになっていないと承知をしていますので、引き続き両者の関係は注視していく必要があると思っていますところ。次の資料は、WHO から、新型コロナウイルス流行拡大にあたって、オンラインギャンブルの利用やギャンブル障害の発症に関する注意喚起文書が出されておりますので参考までにつけさせていただきます。5 ページ目・6 ページ目は既存のインターネット投票における依存症

対策をまとめさせていただいております。5ページ目については、アクセス制限、すなわち、当該利用者のインターネット投票の利用停止を行う制度を示させていただいております。制度開始以来、設定件数が増えていることが見て取れるところがございます。6ページ目については、購入限度額設定についてです。利用者本人の申告に基づき、インターネット投票における上限額を設定する制度でございます。競馬及びモーターボート競走では令和2年度より導入されており、競輪・オートレースは現在の基本計画の通り、令和4年度内に導入予定としております。簡潔な説明となりましたが、資料1(1)についての説明は以上でございます。

次に、資料番号1(2)の「支援体制について」に関して簡潔に御説明申し上げます。表紙をめくって1ページ目に現在の支援体制を図示しております。支援を行っている機関等は様々ありますが、ここでは主なものとして相談機関、治療機関、民間団体を挙げております。これらの機関等へのつながり方についても様々であり、機関等の中で双方向的に連携がされているものと伺っております。

さて、このような現状の支援体制についてですが、今回はこの体制で十分なのか、よりよい発展の可能性が無いか、という点について御意見を伺えればと思っております。特に支援の枠組みから離れてしまっている層への対応について、国として何かできないか、という点について意見をいただければと思います。また、今回の資料で引用することはいたしていませんが、前回御報告いただいた久里浜医療センターの実態調査では自助グループ等につながるまでに、当事者・家族ともに4・5年を要しているという結果もあり、先ほどのつながって離れてしまった方々の問題と併せて、支援体制につながっていない層を支援の枠組みにつなげる方法に関しても意見をいただければと思います。

○樋口会長 ありがとうございます。資料が2つございましたけれども、ただ今説明のあった内容についてご質問とかご意見がある場合には、よろしくお願ひしたいと思います。オンラインの先生方ですが、ご発言ある場合にはお名前を言っていただけて、それで手を挙げていただければ、私のほうが指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○吉倉委員 吉倉でございます。今お話しいただきました「論点1の1」、「1の2」に対応する形で、「吉倉委員提出資料の1」「2」を提出しております。

まず「論点1の1」ですが、インターネットに関するさまざまな課題でございます。公営競技、パチンコにおいてはさまざまな対応を計画しておりますが、それ以外の、株、インターネットカジノ、ソーシャルゲームにのめり込む方の増加が、ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談業務において、明らかになってきています。全体の相談件数は、19年度、20年度比で7%ほど増えておりますが、株、FXにつきましては75%、インターネットカジノに関しましては120%、2倍以上増えており、ソーシャルゲームに関

しましても、相談件数が 45%伸びている状況にあります。次のページに、パチンコ、公営競技の相談件数の割合をグラフで標記しています。こちらの種別は複数回答可となっていますので、合計すると 100%を超えています。注目をいただきたいのは、右側の「その他」でございます。相談者のうち、18.7%の方が「その他」であるパチンコや公営競技以外を経験し問題を抱えておられます。「その他」の内訳をみると、やはり株、FX、あとネットゲーム、カジノ、宝くじ、toto などが入っております。特にオンラインカジノに関しましては、海外にサーバーを置くサイトを使い、ギャンブルを行う方が伸びている状況であり、敷居の低いネットを通じてはまってしまおうという方が多いと推察されます。投資、投機に関しましては、所掌として金融庁、宝くじは総務省の所掌だと思えますが、ゲームやカジノに関しましては、所掌が明確でなく規制も及びにくいいため、非常に課題が多いと思っています。この辺のことも関係して議論ができればと考えております。

その次のページにおいては、具体的な相談内容を記載しております。見ていただきますと、ギャンブルと同じような気持ちで、株、FX、オンラインカジノから抜け出せない状況が見て取れます。さらに、最後の行に書いておりますが、「病院に行きたくない」という方が相当数いらっしゃるの、例示させていただきました。

次に、「論点 1 の 2、さまざまな支援の在り方」という資料ですが、議論する上での参考にしていただければと思っています。こちら、相談を受けながら必要に応じてカウンセリングを行っているところですが、2 つ目に記載のとおり、実際に医療機関につながる方は、非常に少数となっています。次のページ、「ギャンブル依存症者に対する支援の状況」ですが、3,965 名の相談を受けておりますが、ご本人の希望に沿って医療機関を紹介できた例は 511 名、12%強であり、なおかつ初診料の支援を申請された方は 0.4%という状況です。なかなか医療機関につながりにくい実情となっています。一方で、その次のページ、ヒストグラムと記載した資料になります。電話相談を受けた後、1 カ月後にメッセージを送り、フォローアップも行っていますが、結果として、1 週間以内にギャンブルをする日数が徐々に減っていくという方がそれなりの数がいるというところが見て取れます。また、右側の費用に関しましても、1 週間以内にギャンブルに使う金額について比較しておりますが、総じて増えるより減っていく方が一定数いるという状況でございます。左下の参加衝動、「ギャンブルしたい」という気持ちについても、衝動が減っていくという方が多いと。あと右側、「参加しないという自信」は、増えていく傾向にある方が減る方より多い状況でございます。医療機関にはつながらない方が多くいて、電話、カウンセリングなどで一定の「衝動」や「行動」が抑えられたりする方がいるということも参考になればと考え、ご紹介させていただきました。以上でございます。

○樋口会長 貴重な資料、ありがとうございました。その他はいかがでございますか。ど

うぞ。阿部委員。

- 阿部委員 相談を受けてる方っていうのは、お医者さんとかそういった方が受けておられるのでしょうか。
- 吉倉委員 相談を受けている方は、主に保健師等の専門の方が多く状況です。あと、相談の状況に応じて、カウンセラー等専門性の高い方にリファーするという事で、内部で担当を変えながら対応している状況にあります。
- 阿部委員 もう 1 個いいですか。後でフォローアップっていうお話がありましたが、そうすると電話番号であったりメールであったりって、そういったこと、相談のときに聞いてるということになるんですか。
- 吉倉委員 おっしゃるとおりです。実際に何のジャンルなのかといった内容以外に、幾つかお伺いする点がございまして、当然フォローアップのために電話番号、主に携帯番号を伺っています。当然、番号が正しくなくてつながらないというケースがあるのも確かです。
- 黒沢委員 発言よろしいでしょうか。今のことに重ねてですが、ご相談者の年齢も伺ってらっしゃるのでしょうか。
- 吉倉委員 今日、資料として明示しておらず手元にはございませんが、年齢も伺っております。
- 黒沢委員 分かりました。ソーシャルゲームの相談が伸びている等、幅広いご相談があるようでしたので、ご相談者がどのような年齢の方が多くていらっしゃるのか、年齢によってご相談の内容が違うのかというようなところにも、大事な観点があると興味を持ちましたので伺いました。貴重な資料、ありがとうございました。
- 吉倉委員 ありがとうございます。年齢によってどのジャンルをやってらっしゃるのかということも、統計的に取っておりますので、またあらためてご提出したいと思えます。
- 黒沢委員 ありがとうございます。今、覚えてらっしゃる範囲で、何か傾向など、お感じになることなどありますか。例えばですけど、若年層の方がどうだとか。

- 吉倉委員 若年層の方、当然ながら、パチンコ、公営競技以外のところが多くなっていると記憶しています。また、「若い方」といっても、現役世代の20代、30代の方が、こういったFXやインターネット系のほうに多くなっているという傾向が見て取れると記憶しています。
- 黒沢委員 若い方々のインターネットなどを通じての動向の印象と、今お伺いしたデータの傾向とが、割と一致していると思いました。ありがとうございました。
- 吉倉委員 ありがとうございます。
- 樋口会長 ありがとうございました。その他、いかがでしょう。増田委員、どうぞ。
- 増田委員 貴重な情報、ありがとうございます。今、インターネット投票についてはすごく大きな懸念を持っておりまして、国のデジタル化の推進も背景にありますし、コロナ禍という状況で、普通の取引もすごくネット取引が急増していますので、当然インターネット投票が増えるという傾向は、今後も続くと考えています。特に、ネット取引に抵抗のない若年者の方が、そういう傾向が強くなるだろうというふうに思いますので、そういう意味では一層の教育と注意喚起が必要だと考えております。
- インターネットに関しては、例えばオンラインカジノであるとかオンラインゲームが若年層に多いように、私の立場からは想定するのですが、オンラインゲームについては、日本のオンラインゲーム会社による一定の取り組みがなされていますが、それでも十分ではないという状況があります。今後、インターネット投票と、それから依存症との関係というのが、必ずしも因果関係が明らかではないというようなお話ですが、やはり未然防止という観点というのが、非常に重要だというふうに思います。
- そういう意味では、ちょっと例えが違ってもいいかもしれませんが、過去にたばこが自由に吸えてた時代がありましたけれども、健康に影響が大きいということで今は制限されているというのがもう当たり前になっています。同じように健康に影響するというようなことであれば、ギャンブル等に関して一定の制限をする、購入額の上限設定であるとか敷設制限の在り方とか、そういうものについても、もっと検討が必要だというふうに考えております。以上です。
- 樋口会長 ありがとうございました。貴重な意見ありがとうございました。その他、いかがでございましょうか。浜田委員、どうぞ。
- 浜田委員 ありがとうございます。浜田でございます。先ほど、吉倉委員からの貴重な資料ならびに情報、ありがとうございました。やはり、コロナ禍における生活様式の

変化に伴う新たな依存症リスクというのがあるということを実感しております。また、在宅時間が今増えているということ、感染リスクを減らして、人と接触する機会を減らして、ソーシャルディスタンスを保つなど、生活様式が今大きく変化している中で、テレワークなどの働き方の変化もありますけれども、日常生活においても、オンライン授業、オンライン会議ばかり、インターネットでつながる時間がより増えてきている中で、自宅にいながらギャンブルを楽しむという方が増えているということが、先ほど吉倉委員の資料からも見て取れました。

コロナ前とは違う新たな生活様式における問題も浮き彫りになっている中で、いつでもどこでもインターネットにつながってしまうという生活環境で、一方で情報の波にのまれて孤立してしまったり、インターネットに多くの時間を費やしてしまうという人も見られるようになっている問題で、インターネットにアクセスすることが容易な生活上、オンラインゲームに依存してしまうというところが、先ほどの資料でも伺えましたけれども、オンラインのインターネットゲーム依存症の現実ですよね。インターネットギャンブルにのめり込むことで、時間、金銭感覚のコントロールができなくなって、その結果家族や周りを傷つけてしまうという現実も、さらに出てきているのではないかと懸念しております。

先ほど吉倉委員から、若年層、20代から30代、インターネット利用の傾向が増えているということでしたけれども、最近のトレンドといたしまして、国内外でコンピューターゲームをスポーツ競技として捉えるeスポーツへの関心も高まっていて、若年層においては、プレイヤーとしての成長を目指して日々技術を磨くっていう人も増えているようです。その一方で、インターネット経由でのギャンブルのめり込みなどの若年層の増加などが懸念されています。ゲーム内での、さらにインターネットゲームにおいては、コミュニティでの交流で自分の居場所を見つけられるとか、ゲームをプレーすることの興奮や刺激だけではなくて、ゲーム内でつくり上げられる関係性との依存も考えられると思います。人にもよるとは思いますけれども、日常生活における孤立感が影響していたりですとか、心の問題もその中に抱えている方もいらっしゃるかもしれません。若年層となりますと、やはり学業への影響や、また場合によっては仕事への影響、オンライン課金などの金銭問題も考えられます。

また、後ほどお話出てくるかと思いますが、令和4年の4月から施行される成年年齢の引き下げ、文科省が定める教育課程の基準の学習指導要領の改訂で、金融商品による資産形成という視点、学校教育に今後盛り込むということが求められるようになりますので、教育現場においても、ギャンブル等依存症の早期発見、併せて金銭教育、借金を抱えない、また多重債務に陥らないよう、未然防止につながるような適切な指導を実施する必要があるのではないかと、予防の重要性も指摘させていただきます。

それから資料の中で、先ほど個別論点1の1において、6ページの、購入限度額の設定のところでございますけれども、現状では利用者本人の申請に基づいて、各競技の投票

券の購入の上限額設定、特定期間内において設定上限額を超える投票券の購入ができなくなる制度ですが、収入に応じて限度額の設定を検討してもいいのではないのでしょうか。次に個別論点 1 の 2 の支援体制のところでありますけれども、こちらにおいては治療期間のところ、当該プログラムを用いた治療は各種要件を満たせば診療報酬上限上の保険適用の対象となるというところ、こちらは極めて重要で、政府のバックアップ体制があって、極めて意義深いところであると見ております。支援体制につながっていない群ということを含めまして、本当に困っている人が気軽に相談できる支援体制の確立が必要でありますので、引き続き厚生労働省さんにおかれましては、支援の枠組み強化を進めていただきたく、お願いいたします。また、先ほどお話にもありましたけれども、医療機関によりアクセスしやすいような制度の強化についても、引き続きお願いいたします。以上でございます。

○樋口会長 ありがとうございます。松本委員、どうぞ。

○松本委員 前回、ネットの問題を提起させていただいた関係で、今回も多く取り上げられたのはいいことなんですけれども、議論をするときに注意しなければならないのは、同じ依存症といっても、それによって生ずる弊害が重なっている部分と重なっていない部分があるということでございます。ギャンブル等ということで、基本的にはお金を賭けて、お金がリターンの形で返ってくるというタイプの事柄について、わくわく感だとか、あるいは当たったときの興奮だとか、そういうのが忘れられないで、どんどんのめり込んでいく。それで、ますますお金を投資して、戻ってこないことによる生活破綻、それに加えて他の仕事ができなくなるというような弊害だろうと思うんです。基本的には、お金を賭けてお金が返ってくるというのがギャンブルだと思うんですが、他方でゲームの場合は、闇のゲームだとお金が返ってくるのかもしれないですけども、基本的に国内で行われているきちんとしたゲームの場合は、お金は戻ってこない形で運営されています。ただし、ユーザーのほうはお金をどんどん使うようになってくる、それに加えて時間を大変に投資する。時間とお金の投資で、返ってくるのはお金ではなくて、達成感は別として、先ほどのご指摘にもありましたように、ゲーム仲間における評価だとか、そういう他者との関係性における証とかいったものだろうと思うんです。インターネットを通じたギャンブルはアクセスがうんと容易になったギャンブルだというふうに整理をして、実際の競技場に足を運んでやる場合と、昔ながらの投票だけをやる場所に行ってやる場合と、それから家庭でもやれる場合ということで、アクセスの面での違いとして整理をすればいいかと思っております。ネット依存というのも重要な問題ですけども、依存症の問題を考える場合には、視点を分けたほうがいいのではないかという感じでございます。



○樋口会長 ありがとうございます。私どもの病院にも、ゲーム依存の患者さんが年 2,000 人以上来ていると思います。ゲームの依存がギャンブルかという議論はしないと  
いけないのだと思います。その辺りのすみ分けはしないといけないので、今の松本委員  
の指摘はとても重要だと感じました。ありがとうございます。その他、いかがでございますか。野崎委員、どうぞ。

○野崎委員 すいません。日司連の野崎と申します。よろしくお願ひいたします。私のほう、資料、一応お出ししております、どの辺りで発言するのがいいのかタイミングが分からないので、今、依存症の対策のところも出てまいりました。資料のほう、簡単に説明だけさせていただきます。まず提言というものがあります。私は日司連の役員をやっておりますが、私の事務所自体は名古屋市にございまして、愛知県の取り組みというものが割と進んでおるといふうに、いろんなところでいわれますので、この前、月曜日にもこちらのセンターのほうに伺いまして、いろいろとお話を聞いてまいりました。まず、地域連携を既に開始しております愛知県の取り組みを参考に、各地域においても、関係機関が連携した相談支援のための体制構築を、具体的に進めてほしいということの提言をさせていただいております。ギャンブル等依存症の問題につきましては、借金問題とはかなり濃密な関係があるかなと思っております、治療回復と並行して、借金問題の解決をする道を検討する必要があるということでございます。そのためにと  
いうことで、現在、愛知県におきましては、こちらの精神保健福祉センターさんのほうと協力をしまして、もともと行っておられました回復のプログラムの中に、司法書士を取り込んでいただいております。具体的には、司法書士による借金問題の相談と、あといろいろなワーク等を一緒にやらせていただいて、信頼関係をつくっていくというようなことをやっておるといふところでございます。現在、毎月 1 回、司法書士を派遣しまして、愛知県司法書士会から 2 名の司法書士を派遣しております。今年度から開始をしまして、ここまで実は 4 件だけですが、4 件だけの相談を具体的に受けております。ただ正直申しますと、なかなか、借金抱えてらっしゃる方が多いのですが、債務整理というところに繋がる案件っていうのはまだそんなに多くないというのが、実は現状でございます。一部には、既に家族の方が返されてしまってるっていうパターンがあります。それから、お 1 人で相談に来られる方ってあんまりいらっしゃらないみたいなんですけど、お 1 人の方っていうのは債務整理のほうに踏み切らない方が多いらしくて、これはちょっと理由が私にはよく分からないのですが、家族と一緒に場合は債務整理のほうにつながるパターンが多いといふうに、今、聞いてまいりました。それと、プログラムのほうには、ほとんど、ほとんどといふか全員男性、現在男性の方ばかりみたいであります。女性が極めて参加しにくいという状況がどうもあるみたいですので、女性専用のこういったプログラムなり、回復のつながりといふのがあったほうがいいんじゃないかという提案も、受けたりはしておるといふところでございます。チラシ等、ART-G というチラシと、そ

れから「司法書士による暮らし相談」というチラシと、両方頂いてまいりました。このART-G というのが、回復のトレーニングプログラムというものでございまして、ここに書いてある場所で、この書いてある曜日で行っておるといものだということでございます。裏面にはこのプログラムについての説明等、縷々されておりますので、またご覧いただければと思います。こちらに参加された方に対して、司法書士による暮らし相談というこのチラシのほうをお渡ししておられるそうです。表に配ってるものではないという話ではありましたが、特段公開されて困るものでもないということで、今回提供を受けて、資料としてお出ししております。現在、午後 1 時から 1 時半までと 3 時半から 4 時まで、2 回の相談を受けておるといところではございますが、今までは 1 で 1 人、2 で 1 人と計 2 人の相談を受けておられたみたいですが、この間に 1 時半から 3 時半までの間にプログラムを行ってというような形になっておりますので、1 で相談を受けられた方と一緒にワークに参加して、もう 1 回 2 のほうで同じ方の相談を受けるといような形に今後は切り替えて、司法書士相談を行っていくということで、今後はやっていくということでもございました。司法書士会としましては、全国に 50 の司法書士会があるのですが、都道府県ごとに、あと北海道は 4 つありますんで、合計で 50 という司法書士会がございまして、各会で回復プログラム等への参加と、あと研修会等の実施を行ってということで、どんどん参加していくように今申し合わせをしておるところでございます。もし何らかの形で各県等のこういった回復事業に関わっておられる方がおられましたら、司法書士会に声を掛けてみるということをお伝え願えればなと思っております。以上です。

○樋口会長 ありがとうございます。今のご発言は、個別論点 1 の 2 とそれに関係した話でございますよね。精神保健福祉センター、例えば島根県のセンターでは SAT-G という治療プログラムをつくっています。司法書士会と精神保健福祉センターがタイアップして予防対策を進めているといった展開は愛知県以外の他の県もあるのでしょうか。

○野崎委員 ありがとうございます。現状、愛知県でさえ今年度から始まったというところでございますので、他のところではまだ、今トレーニング中と申しますか、司法書士側がトレーニング中でございます。

○樋口会長 他、いかがでしょう。この後も議事が詰まっているので、もしおありになれば意見をできるだけ簡潔にいただきたいのですが、いかがでございますか。

○中村委員 前回、久里浜医療センターから、令和 2 年度のギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査について説明がなされました。私は 2.2%という数字の根拠とか因果関係が不明確なまま、ギャンブルが原因でうつ病や自殺念慮を持つ人がいるよう

に書かれることに違和感があるとお伝えしました。ギャンブル等依存症対策推進基本計画立案にあっては、久里浜医療センターが主導で作っていると私は理解していますが、治療効果があいまいなまま、医療機関受診や自助グループ参加こそが解決の道と示されていることに、大きな危機感を抱いています。もちろん、自助グループは否定していません。私はこの場で何度もお願いしている予防や自己解決、自然治癒という視点の捉え方は、議論すらなっていないのが現状です。自己解決が難しい脳の病気と説明されている厚労省のホームページについての問題についても、2年にわたり指摘していますが、明確な回答がないままです。医療機関受診や自助グループこそが唯一の方法であると示されている弊害が出てきています。家族が無理やり医療機関や回復施設に連れていく、あるいは回復施設の職員に自宅訪問させ、インタベンションと称して回復施設に連れていくという、犯罪まがいのことをやってる団体も出てきています。ワンデーポートの家族相談に来られた方ですら、その方はある回復施設の職員を自宅に呼んで、息子を連れていってもらようようお願いしたことがあったそうです。幸いこの家族は施設の職員の乱暴な言葉遣いに違和感を持ち、また息子さんも拒否したことから、回復施設には入らなかったそうです。

また別の件ですが、2018年7月16日の『朝日新聞』の記事からです。これはギャンブル依存ではなく、スマホ依存を取り上げた記事です。同じようなことが行われています。記事の初めにこうあります。「5月上旬、千葉県に住む高校1年生の男子生徒15歳を両親と双方の祖父4人が押さえ込み、手足を縛って車に乗せた。『入院なんて絶対嫌だ、スマホを返せ』」という会話から始まる新聞記事です。この記事によると、高校生はスマホ依存の治療で久里浜医療センターに入院し、回復したということが書かれています。強引な治療が容認、新聞報道されるとすると、私は大変危険だと思います。私はこの記事全体がとても恐ろしいと感じました。自己解決を示さずに限られた方法を示すとしたら、無理やりでも家族が連れていくことを容認するような風潮をつくるのではないのでしょうか。当事者活動の暴走は既に現実には起きていると思います。当事者だから全て分かっている、介入であれば当事者は強引なことも許されるということになってしまうとしたら、問題を抱えている人よりは、家族が窮地に陥ることになると思います。もちろん、何度も繰り返してますけど、真摯に活動してる当事者活動もあります。全ての当事者活動を否定はしていません。

少し話は変わりますが、先日、知的障害、自閉症がある人の支援をされている方からもらったメールです。そのまま紹介します。「昨日、相談支援専門員、初任者研修がありました。事例についてのグループワークで、サービス等利用計画書を作成するというものです。障害雇用でもらった給料をパチンコで浪費してしまうという軽度の知的障害がある単身生活者という事例ですが、16グループの中で自助グループに参加するという計画を立てたグループは1つもありません。パチンコに行くことができることは強みだ、ぱちんこが好きなのにそれを取り上げるのは気の毒だ、他に趣味があればパチンコ以外

の時間を過ごせるのだという意見がほとんどでした。このような考え方が社会福祉従事者の主流になっています。医療、行政側提案の、一律に自助グループに参加させるというガイドラインのほうがかたくなになってきているようです」。ここで引用終わります。現場感覚と基本計画での指針は大きくずれています。こないだも申し上げたことですが、久里浜医療センター以外の医療機関や専門家の意見も取り入れてほしいと思います。科学的根拠を伴う理論や計画変更をお願いしたいです。人権に配慮した対策でないと、国民の理解を得られないはずで、精神保健福祉の施策はかつての人権障害の反省の上に成り立っているものではないでしょうか。以上です。

○樋口会長 ありがとうございます。私のほうからも 2 点だけお話し申し上げます。今の治療の話がありましたが、ギャンブル依存の治療プログラムについては AMED の研究班で方法論的に妥当なプロトコルに従って、無作為統制試験を実施し、効果の評価を行っています。ギャンブル依存の対策として、治療が全てと言っているわけではありませんが、治療の有効性は、そこで示しています。それからもう 1 つ、ゲームやスマホの話ですけど、われわれの医療機関は極めて患者さんを重視しています。私を中心になって診ていますが、治療に関する強制などは一切ありません。

他にございますか。もしなければ、進めさせていただきます。いろんな意見をいただきました。先ほど吉倉委員のほうから、オンラインに関しては他のものもあるのではないかという話もあったと思います。それからゲームについては松本委員のほうから、もう少し整理して考えていく必要があるのではないかというような話もありました。この辺りも踏まえて、政府のほうで検討していただき、次回のこの関係者会議に提示いただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは、個別論点の 1 はいったんここで終わりにします。次に個別論点の議事の 2 つ目、ギャンブル等依存症対策の範囲について扱いたいと思います。こちらは前回の会議でもありました宝くじ等の議論に関して、所管省庁をお呼びしてご説明・ご見解を伺う議事となります。ついては宝くじを所管する総務省、また、宝くじを参考に制度設計されているスポーツ振興くじを所管するスポーツ庁からのご説明をお願いできればと思います。所管省庁として当会議にご出席いただくことになり、事務局としての出席ではありません。そのような場合については、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議運営規則第 2 条第 3 項には「会長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他の出席を求めることができる」とありますので、この規定により、私から総務省の新田課長およびスポーツ庁の今井課長の出席を求めます。それではお願いいたします。

○新田参考人 ありがとうございます。総務省地方債課長の新田と申します。本日は説明の機会を頂きましてありがとうございます。お手元に資料 1 (3) というものがありますので、こちらをご覧いただきたいというふうに思います。「宝くじおよびスポーツ振

興くじについて」という資料でございます。1枚おめくりいただいて1ページ目でございますけれども、まず宝くじおよびスポーツ振興くじの仕組みについてご説明申し上げます。①でございますが、宝くじおよびスポーツ振興くじは、射幸心を過度に煽らない仕組みと制度設計をされてございます。1つ目に、当選金率については5割以下と低く設定をすることとしております。また1等の当選確率については低く設定してございまして、売れ筋の大きい商品について申し上げますと、年末ジャンボですと2,000万分の1、ロトでありますと1,000万～1,600万分の1と。スポーツ振興くじも同様に1,600万分の1、またBIG、100円BIGについては480万分の1というふうになってございます。また、全ての宝くじ、スポーツ振興くじでは9割以上ということですが、予測ができない制度設計となっております、のめりにくい仕組みとなっております。また、実施回数が設定されてございまして、例えば宝くじで申し上げますと、ジャンボくじについては年間5回、ロト7については週1回、ロト6につきましては週2回となっております。スポーツ振興くじは、いずれも週1回程度ということになってございます。②でございますけれども、宝くじについては昭和20年、スポーツ振興くじは平成12年に発売が開始されております。いわば夢を買う国民の健全な娯楽として定着をしております。後ほど申し上げますけれども、年間の購入の国民の数が4,000万人を超えるということございまして、発売開始から75年以上経過しておりますけれども、依存症が社会問題となったというふうには認識しておりません。また、③でございますけれども、宝くじやスポーツ振興くじにおきましても窓口を設けておりますが、われわれのほうの窓口にはこのような相談が寄せられた事例はありません。先ほどご紹介いただいたので、別の窓口にはそういう相談もあるという事実は認識をいたしましたけれども、われわれのほうには特段の事例がないということでございます。

それで、1ページおめくりいただきまして2ページ目でございますけれども、今回、調査をしていただきまして、その中でSOG5点以上の者のうち、過去1年間で最もお金を使ったギャンブル等の種類として、宝くじまたはサッカーくじと回答した方が12人いたという結果を受け止めたいというふうに思っております。ただ、この調査の内容を拝見いたしますと、宝くじまたはサッカーくじのみの影響なのかどうか、他の要因との複合的な分析など、より精査をしていただく必要があると考えております。前回のこの関係者会議のご議論でも、宝くじによって依存症となるのはレアケースであるとか、借金の額も今日も議論になっておりますけれども、具体の調査が必要とご指摘もございました。宝くじにつきましては、全国で日常的に発売され、多くの関係者が存在しておりますので、政府として対策を講ずるということになれば、大きな影響がございまして、客観的な根拠に基づいた議論が必要と考えております。今回の調査結果はしっかりと受け止めていきたいと思っておりますけれども、この調査結果のみによって、宝くじ等を政府として依存症対策を講ずべき対象に新たに加えるかを判断することは、難しいのではないかと考えております。仮に宝くじ等を、依存症対策を講ずる対象として考えるのであれ

ば、例えば宝くじ等を買うために借金をし、経済的困難が生じているような方が、政府として対策を講じなければならないほどに存在するような実態が必要とっております。今後対象拡大につきましては、各ギャンブル等と依存症との直接的な因果関係を把握が可能な調査などに基づいて引き続き議論していく必要があるというふうに考えております。

最後に 3 ページ目、参考資料ということでございますが、上は相談センターですので飛ばしまして、下のところに宝くじに関してのみとなりますけれども、参考までに過去 1 年間に宝くじを購入した方の 1 年間の購入総額の平均が 2 万 5,000 円程度、月 2,000 円となっております。また数字選択式くじをどれぐらいの頻度で買っているのかということについても、数字選択式以外で 4 回、ミニロトで 13 回、ロトで 16 回、月 1 回ぐらいのペースで買っている方が多いように思われます。また購入経験がある方は約 8,000 万人となっております、恐らく今日ご議論いただいている他のさまざまなギャンブルと宝くじを一緒に買った方というのも相当数いらっしゃるのかなというふうに考えております。私からの説明は以上でございます。

○樋口会長 それでは、ただ今所管省庁より説明がありました内容につきまして、質問やご意見等がぁおりになれば、どうぞよろしくお願ひいたします。吉倉委員、どうぞ。

○吉倉委員 「提出資料 3、宝くじ関連における相談の現状について」という資料を付けております。宝くじについては、あまりギャンブル依存症との関係についてイメージがないというのは、おっしゃるとおりかと思っております。一方、先日、説明の久里浜医療センターの報告書本紙の 23 ページで「経験あり」の項目で、多くの方が宝くじを身近で経験されていることになっております。また、先般の依存症の調査におきまして、SOG5 点以上の方の女性の中で、最もお金を使ったギャンブルの中に、宝くじが 3 番目に入っているという状況です。ちなみにパチンコが 1 番、パチスロが 2 番、そして宝くじということになっておりますので、リスクの高い方の女性は、宝くじに相当の資金を使っているものと見て取れます。次のページは、宝くじ関連の相談です。この表を見ていただきますと、宝くじに関する相談の件数というのは、18、19、20 と増えており、相談全体の母数から考えますと、ほぼ一定の割合というのが実態です。なお、こちらの下に表を掲載しております。複数回答ですので、相談数の 3,965 件を母数にするとあまり意味のない数値ですので、参考までというふうに見ていただければと思います。更にその次のページ見ていただきますと「電話相談があった内容」を記載しています。借金をして宝くじをやってらっしゃるという方がいたり、宝くじのことが頭から離れないという方がおられたり、9 カ月間で宝くじ 100 万円を買いました、というようなことが相談に寄せられています。したがって、宝くじも依存症のリスクがある。そういう方が事実として、相談されております。

また、今回ご提出いただきました資料の 2 ページですが、宝くじと依存症との直接的な因果関係については、調査に基づいて議論すべきだと、説明されております。一方、パチンコ、公営競技に関しましても、先ほどから何度もお話があるように、直接的な因果関係については明示されない中で、何とか対策を打とうということが議論され、そのためにこの会議が設定されていると理解しております。一定の相談があり、課題を抱えてる方がいらっしゃいます。しかもネットでくじを販売もされている状況ですので、他の公営競技等とも特段差異がないと理解していますので、該当する情報を提示し紹介させていただきました。

○樋口会長 ありがとうございます。その他、いかがでございますか。どうぞ、野崎委員。

○野崎委員 すいません、日司連の野崎でございます。この資料見させていただいて、射幸心を過度に煽らない仕組みだというところが、ちょっと私の感覚的にはよく分かんなくて。ぱちんこをやって幾ら勝てるのかよく分からないのですが、宝くじは一発当たれば何億円ってのは、これ、射幸心そのもののような気がすごくしたことです。ちょっと感想的なところからで申し訳ないですが。

それと 5 割以下と低く設定されているって、こんなの自慢されてもなというところがすごくあります。それはおいとしまして、依存症が社会問題となったことはないのかもしれないかもしれませんが、とはいっても、われわれのところ相談に来られる方、一定数、やはり宝くじでまあまあ借金を抱えられたという方はおられます。しかも、悪いことにといい、悪気がほぼないです。やっぱりギャンブルじゃないという感覚が非常に強いのですから、悪気はほぼない状態で、でもほんと 300 万とか 500 万とか、かなりの額で借金の相談にいらっしゃる方が実際におられます。その上でということですが、資料 2 ページ目の仮にというところで、一番下のところですけど、やはり今、委員のほうからあったとおり、ある程度のエビデンス的なものは必要だろうとは思っています。司法書士会として相談受けておる中で、こういったもの、宝くじを元にした、これだけではもちろんないですが、それを買いたくなってしまういろんな背景等もあるだろうと思うが借金等で債務整理等の実務のほうにつながった件数の数は、ちょっと調査してみたいなと思ったところでございます。全国のセンターのほうに、この問い合わせは私のほうからさせてもらおうかなというふうに思っております。以上です。

○樋口会長 ありがとうございます。その他、いかがでございますか。それでは阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 ちょっとお尋ねしたいですけれども、今回、年末ジャンボなどは、当選金額 10 億円というふうに聞いてのですが、これの当選確率が 2,000 万分の 1 の部分は、国民

の皆さんに広くアナウンスしている？

○新田参考人 宝くじの券の裏をご覧くださいと、そこに何本当たるかという数字がごさいますので、それを見ていただくと分かります。

○阿部委員 いやいや、何本じゃなくて、何分の 1 になりますよっていう部分ってことですよ。

○新田参考人 オープンにはなっております。

○阿部委員 いや、だからどこにオープンにしていますか？

○新田参考人 積極的に PR してるかといいますと、そういうことは CM 等ではしておりませんが、隠すものではないということでございます。

○阿部委員 いや、ですから、今こうやってご質問させていただいて、担当の方が「どこにあんの？」っていうふうに言われてるっていうことは、国民の皆さんにそれが知られてるかっていうと、ほぼほぼ知られてないというふうに思うんですね。そういう状況の中で、やはりああいった宣伝広告をして、誰でも当たるようなイメージにしてるっていう部分っていうのは、射幸心を煽らないっていうふうに言われてますけど、射幸心というものをどう捉えてるかっていうのは、ちょっとまずそこもお聞きしてみたいと思うんですけど。やはり十分煽ってるような状況になってないのかなっていうのと、これ、一番最初に、私、この会議始まったときに、諸外国において宝くじの収益金を依存対策費に回してる国ありますよというお話をさせていただいたときに、「今、対象になってませんから」という一言で終わっちゃった事実があるんですけども、やはりそういったことを考えると、今、日本の取り組みと諸外国と比べた場合に、公平性っていうか、同じように見られてるかどうかっていうと、ちょっとそこが違うんじゃないかなっていうふうにも感じてるんですね。ですから、やはりそういった部分で、ぱちんこ、ギャンブルじゃないってわれわれ言って、大衆娯楽って言ってますけども、パチンコ台などは、例えば確率は 99 分の 1 ですよとか、やはりそういったものを明記して、盤面に書いてある。ですから、やはりそういった部分と比べると、ちょっと、宝くじが対象にならないっていうこと自体が、私はよく理解できないなっていうふうに思ってるのと、煽らない仕組みになってるっていうんであれば、やはりきちっとそういった当選確率がこの辺ぐらいになってますよとか、そういったものをもっと明記した宣伝広告をすべきではないかなというふうに、私は思ってるんですけどね。



○樋口会長 ありがとうございます。どうぞ、中村委員。

○中村委員 回復施設の感覚で言うと、まれですけど、宝くじでの相談はあります。宝くじの相談は結構深刻です。もう 15 年ぐらい前ですけども、ワンデーポートの関係者でアメリカのオレゴンに行って、オレゴンのギャンブル事情を見てきたんですけども、オレゴンでは、ギャンブル全体がオレゴンロタリーというくくりになっていて、宝くじのくくりの中に飲食店においてあるゲーム機が入っています。ゲーム機のトランプにはオレゴンロタリーと書いてあって、認められてるわけですよ。ロトくじを売っているコンビニの看板にも同じロゴマークが付いてるんです。

海外ではどういうふうに宝くじが扱われてるのか、知ってる方がいれば教えていただきたいと思います。10 年ぐらい前にある学者さんから世界的な調査では、宝くじは低所得者層の人が購入しているギャンブルだという話を伺いました。年間購入金額が 2 万円でも生活に影響与えるかもしれないですし、そういうことも調査が必要かなと思います。

ちなみにパチンコではいろいろ調査をされています。2 年前、ここでパチンコやる人は低所得みたいな話が出てたんですけど、実は逆で、パチンコをやっている人たちは、一般の人たちよりも所得が高いという調査が出たりしてるので、その辺の比較もされるといいかなと思います。以上です。

○樋口会長 ありがとうございます。大事な議論ですので、オンラインで参加の先生方、もし意見あったら、どうぞよろしくお願いします。松本委員、どうぞ。

○松本委員 先ほど申し上げたことともちょっと絡んでくるのですが、お金を投資して、お金のリターンを期待するというのを、基本的にはギャンブルだと考えた場合に、お金を適当に投資すればランダムに返ってくるというタイプのものと、それからお金の投資だけではなくて、推理をしたり、あるいは自分の技術の向上がリターンに関係してくる、お金プラス推理あるいは技術がリターンに返ってくるというもので、少し性格が違うという印象を持ちます。

宝くじというのは、お金を賭けるのだけれども、技術も推理も何にもないわけですよ。単なる偶然というだけで、巨大な、何億というのが返ってくるというタイプのものです。他方で競輪、競馬とかは、推理とか予測の要素がありますよね。あるいは先ほどの紹介に出ていた FX とか複雑な金融商品への投資などは、建前としては経済の動きを予測してお金を賭けることで、もうかったり損をしたりするということです。多分、スポーツ振興くじはその両面があるかなという印象を持っています。単に全くの偶然性にお金を賭けるというタイプのギャンブルと、それからプラスアルファでお金のリターンがもっと大きくなるというもので、のめり込み方に違いが出てくるのではないかなと、そこが依存症に関連してくるのではないかなというふうに考えているところです。以上で

す。

○樋口会長 そうしますと、松本委員のご意見だと、対策の中に入っているギャンブル等と宝くじは性質が違うのではないかという、そういうふうなお考えでございますか。

○松本委員 お金を賭けて、偶然お金がたっぷり返ってくるという点では共通性があるでしょうけれども、お金プラス推理とか技術でもって投資をしているというタイプのほうが、ひょっとするとのめり込み方というか、依存の出方が大きくなる可能性があるのではないかなという想像でございます。

○樋口会長 分かりました。吉倉委員、どうぞ。

○吉倉委員 ご指摘の「推理」の部分ですが、宝くじに関しても、のめり込んでしまう方は、「ばらで買ったらいい」「連番がいい」「どこの窓口がいい」と縁起を担いだり推理をしながら、自分で意志決定し買っている方が多くいらっしゃいます。そういった意味で言うと、一定の意志が働いているというふうに考えられると思います。

○樋口会長 ありがとうございます。その他、いかがでございますか。佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 すみません。私も今、自助グループでもご本人、ご家族の方々、ご相談を受けたりしているんですけども、こういった宝くじに関してのご相談、やっぱりあります。ただ、皆さんおっしゃってるように、数が多いわけではないということはあるんですが、やはり先ほども他の委員の方おっしゃっていたように、金額うんぬんではなくて、その方の生活の様式の中での金額、それがすごく重要なお金なんだけど、繰り返し、ボーナスを全部つぎ込む、ボーナスのたびに、10億当たるというのにはまってるという方はいるんですね。実際には、ご自身が300万だとか、そういうぐらいの金額を当てたことがあるということで、2,000万分の1と言われても、自分はみんなと違うと、運がいいから当たるんだみたいな感覚に陥られているという、依存症の方の独特の特徴ですかね。他の人とは違うんだと、自分はきっと当たるみたいなところにのめり込んでいるケースもかなりありますので。

私としては、家族の立場からいうと、どういうケースであれ、少ない多い関係なく、やはり宝くじに一定の金額をつぎ込んでるとい方がいらっしゃるという事実があるとしたら、しっかりと調査もしていただいて、どういったふうな形でそういうことになっているのか、実際には宝くじだけではないという方も結構いらっしゃるはずなんですね。パチンコやパチスロもやっていて、相当数借金が増えていって、その増えた借金を一攫

千金、宝くじで返そうみたいな感覚。少ない金額じゃ自分の借金は到底返せないとなった方が宝くじにはまってる方もいらっしゃいます。あとご本人から聞いたケースですと、宝くじを初めて買ったときに当たった。それがきっかけになって、他のギャンブルに移行、他のほうがもっと率が高く当たるということで、移行しているという方もいらっしゃることは確かです。

初めてやったのは退職金の一部で、宝くじを結構な金額買って、結構な金額当たったというところから、初めて他のギャンブルのほうに入っていった方もいらっしゃるのはいくらでもあります。どういう形にせよ、借金をするとか、そういうものの一つではあるので、宝くじは全くギャンブルではありませんって、ギャンブルという言い方にするのは分かりづらいかとは思いますが、実際ご本人も悪気がないですね、ギャンブルだと思ってないから。でもやってることは同じです。借金をたくさん抱えるということに陥ってますので、そういう意味では、同じようにそういう危険があるということをしアナウンスしていただくとか、そういうことはちょっと必要になってくるかなという気はしています。以上です。ありがとうございます。

○樋口会長 ありがとうございます。その他、いかがでございますか。できれば多くの委員の先生方にご意見をお伺いしたいと思います。いかがでございますでしょうか。

○黒沢委員 先ほどから予防や啓蒙の大事さについてお話がありました。この会議はギャンブル等依存症という枠組みの中で考えていくことが重要とは思いますが、若い方々に対する予防や啓蒙を考えたときに、やはり客観的な情報をいかにしっかりと伝えるかということが大事であると、今あらためて感じました。宝くじの場合なら、例えば今の調査からであれば、女性が多いとか、むしろ低所得者層の方が多いとか、パチンコや宝くじが、どれぐらいの確率での報酬があるという計算になっているとか、そういうことは、一般国民にもあまり明らかにされてないかもしれませんが、それらを周知することが必要だと思います。若い方々はコマーシャルなどで1等何億円当たるとかといった宣伝を見ながら育っているわけです。ただギャンブル等依存症という病気があるとか、それは病院に行って治療する必要があるという、そういうタイプの啓蒙だけではなくて、客観的なデータや根拠に基づく情報を提示することが求められると思います。心身の健康だけでなく、お金の絡むことなので、保健体育だけの問題ではないと思います。ですから、若い世代、特に大学生等に対する啓蒙を考える上で、その辺の客観的なことをしっかりと提示する方向性が必要だと強く感じています。ありがとうございます。

○樋口会長 ありがとうございます。そうすると今のご意見は、もう少し実態を明確にすべきだということと、それから啓蒙をしていくべきだということで、これは先ほどの佐藤委員も同じような内容だったと理解していますけれども、そういうことでございま

すか。

○黒沢委員 そうですね。

○樋口会長 ありがとうございます。

○黒沢委員 ギャンブル等依存症という言葉が新しく学習指導要領にも入りました。一方、成年年齢が引き下げられることから、大学生はお金の面でもよりギャンブル等にアクセスしやすくなります。今、おっしゃっていただいたように、客観的なデータなどをしっかりと啓蒙の中に盛り込めるようにしていただければと思います。

今、若い方々は、すごく現実的で、例えばあまりお酒を飲まないとか車を買わないとか、1世代前の方々よりも非常に金銭的なことに関してシビアな面もありますし、苦労しているところもあります。客観的な情報や実態をしっかりと伝えることで、また若い世代の人たちの判断材料になっていくと思います。ありがとうございます。

○樋口会長 ありがとうございます。その他の委員の先生方、いかがでございますか。増田委員、どうぞ。

○増田委員 先ほど松本先生のほうからお話がありましたけれども、研究ができるかどうかというところは大きく違うというふうに考えております。過去に消費生活相談におきまして、宝くじの確率、何番が当たるってというような機械を売ってるといようなことが、1回だけ私の経験でありましたけれども、パチンコであるとか競馬であるとか、そういうものについての指南をするとか、それから当たりやすくするものっていうものについての相談ってというのは、たくさんある。やはりそういう研究ができる、こういうふうになれば当たりやすくなるというような研究や指導ができるようなものと、あまりそうではないようなものとは、のめり込み度っていうのは違うのではないかなっていうふうに、まずは思いますので。

ギャンブルっていうくくりで言えば、宝くじも含めてギャンブルだというふうに思います。ただ、長い年月国民の中に慣れ親しんだってところの背景があるっていうことと、それから研究の余地があるかないかっていうようなところで、同じギャンブルだというくくりで対処するべきかどうかってというのは、ちょっと違いがあるのかなっていうふうにも思います。ただ、確率であるとかギャンブルであるっていうことについての広報というものは、当然必要だというふうに考えております。以上です。

○樋口会長 ありがとうございます。先ほどの黒沢委員と同じようなご意見だったと理解いたしました。その他、いかがでございますか。これは大事な議論ですので、ご意見

を頂ければと思いますが、いかがでしょう。浜田委員、いかがですか。

○浜田委員 ありがとうございます。今、黒沢委員と増田委員のお話にもありましたけれども、やはり確率を明示するという、若年層の金融教育のところも絡んできますけれども、前回も会議のときに申し上げましたとおり、ギャンブルの楽しさを国民に発信するときは、同時にお金に関するリスクについてもしっかり伝える点、お金を失うだけでなく依存症のリスクが存在するということを、注意喚起として伝えることも、やっていただきたい。リスクの啓蒙ということの重要性を、もっと議論の中に入れていただきたいと思います。ギャンブルについての勧誘などを行う際には、必ずリスク喚起を徹底する必要があるのではないかと、本日委員の方のお話を伺って、あらためてそのように感じております。以上です。

○樋口会長 松本委員、どうぞ。

○松本委員 今、刑法の条文をちょっと確認していたんですが、刑法の中では、賭博及び富くじに関する罪というのがございまして、賭博と富くじ、すなわち宝くじですよ、同じジャンルで禁止されていて、罰則がついてるわけです。どう共通しているかという、偶然性でリターンがあるというものだからです。

われわれが当初議論しておりました公営ギャンブルだとか、パチンコ等は、単なる偶然だけではなくて、先ほどから言ってますけども、いろいろ推理をしたり、あるいは技術によってリターンが変わってくるという面があるので、ストレートに丁半賭博とか富くじと同じというふうにはならないのですが、偶然性を排除できない以上、賭博に当たるという整理がされています。どちらがギャンブル性が高いかと言われると、私は推理もなく、単にお金を賭けるだけで、戻ってくるかもしれないけれども、全く戻ってこない確率がめちゃくちゃ高いほうがギャンブル性も高いじゃないかと思うのです。ただし、実際ののめり込みの可能性からいくと、プラスアルファがあり、かつそこそこ当たる確率のあるほうがむしろ依存症的なものになる可能性が大きいのだとすれば、そこはちょっと考慮したほうがいいじゃないかと思います。また、借金が多い人にとって、先ほどご意見がございましたけども、借金返済のための可能性が大きくなるという点では、単なる偶然のみに賭けて、当たればでかいというほうにのめり込んでしまう人が出てくるのは、これはあり得るだろうと思います。以上です。

○樋口会長 ありがとうございます。他にございますか。吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 よろしいでしょうか。先ほど松本先生おっしゃいました賭博罪と富くじ発売罪のところでございますが、あくまでも参考ということでお聞きいただきたいですけれ

ども、富くじ発売に関しては、JRA は馬券を売っておりますが、これは富くじ発売罪類型ではないかというような議論もございます。と申しますのは、親が危険負担というのがあるかどうか、それから賭けた財物の所有権がどの時点で移転するかとか、いろいろな賭博罪と富くじ発売罪の境っていいですか、がございます。

私ども、大体払い戻し率が70%から80%でございますが、先ほど確率的なお話がありました、私どもマックスで馬が18頭出るのが一番多い訳でございます。そうしますと、単勝というのは、当たる確率それは18分の1ですけれども、そこには馬が強い弱いであるとか、調子がいい悪いがありますので、なかなか当たる確率論ってというのは、宝くじさんと違って示しづらい、あるいは議論の俎上に上げづらい面があるじゃないかというところは、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○樋口会長 ありがとうございます。いろいろな委員の先生方からいろいろご意見を伺いましたけれども、私の全体的な感じだと、宝くじはやっぱりギャンブルの要素があるということで、多くの委員がお認めになっていきます。しかし、一方で依存症対策の中に入れていく場合には、客観的なデータとかさらにいろいろな情報が必要だろうということです。それから片方で、やはりそうはいても、宝くじにはギャンブルの要素があるので、しっかり啓発してもらいたいということですね。

そういうことなので、今の議論を踏まえて、また基本計画変更の草案の中に盛り込んでいただければと思います。先ほどの話の中に、やはりより情報が必要だろうということなので、次回の実態調査で宝くじに関しては、しっかりと、いろいろなデータが出てくるような形のデザインを組んでいただければということだと思います。できればそのときには、今よりも状況改善しているように、関係される省庁のほうではご努力いただきたいと思っております。それでよろしゅうございますか。ありがとうございます。

続きまして、次の議事にまいりたいと思っております。議事3については、事務局から説明をお願いします。

○榎本内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官 樋口会長、ありがとうございます。資料番号2-1「ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和3年度上半期までの進捗状況及びその評価案について（概要）」について御説明申し上げます。資料番号2-2については、本資料の本文となりますが、約100ページの資料となりますので、会議では概要を用いて説明をさせていただければと思います。こちらの資料は今年の6月に会議で提示し、御議論させていただいた令和2年度までの進捗状況を令和3年度上半期までの状況としてリバイスし、また、それに評価を加えたものでございます。進捗状況の内容面については6月の資料から更新させていただいたものとなり、大幅に中身が変わったという資料ではございませんので、この2年半の取組の振り返りとして本当に簡潔に御説明させていただきます。

まず、資料の1・2ページには公営競技における取組の記載がございます。先の議事との重複となりますが、競馬・モーターボート競走における「購入限度額設定」の導入をはじめとして各種取組が実施されており、対策が進んでいる旨の評価を加えております。資料の3・4ページはぱちんこ業界の取組の記載がございます。こちらも全国的な指針の策定であったり、アクセス制限の導入店舗数が約3年前と比べて大きく増加しているなどしており、対策が進んでいる旨の評価を加えております。資料の5ページ以降は各省庁の取組となります。5ページ目にはギャンブル等依存症の相談拠点・専門医療機関等の推移を載せてありまして、残念ながらまだ全都道府県及び政令指定都市での整備には至っていませんが、約3年前と比べて整備済み団体数が大きく増加しております。また、令和2年度の診療報酬改定において依存症集団療法の対象疾患にギャンブル等依存症が追加されております。次の6ページについては予防教育・普及啓発に係る取組を記載しておりますが、こちらも関係省庁において、特に5月の啓発週間の期間を中心として、この2年半で計画策定前以上に様々取り組まれております。また、前のページにあった通り、関係事業者においても普及啓発の取組が実施されています。次の7ページについては依存症対策の基盤整備として連携会議や都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定状況等を載せております。都道府県計画は2年半で21、3年間としては現時点で策定予定と報告を受けているものを足して31の策定となる見込みと伺っております。地域における計画的な取組が進展しているものと思っております。8ページには民間団体支援・社会復帰支援や調査研究・実態調査を載せております。以前の会議で扱った久里浜医療センターの実態調査の実施等、基本計画上の取組が実施されております。9ページ以降は参考として各地域の状況などを載せております。事務局からは以上ですので、御意見や先の個別論点の際に触れられなかった話等ありましたらこの場でいただければと思います。私からは以上でございます。

○樋口会長 ありがとうございます。それでは、事務局からご説明がありました今のことについて、ご意見等ございましたら、どうぞよろしく申し上げます。吉倉委員、どうぞ。

○吉倉委員 資料を付けさせていただいております、「その他」のところですが、借金の問題があると思うのですが、実際に相談が寄せられている中には、借金をしていて債務整理期間中であるにもかかわらず、追加でお金が借りられる状況になっており、さらに苦慮することがあると伺っています。あるいは債務整理期間直後に、借り入れできてしまうというような事例もあるようですので、この辺はさらなる検討が必要ではないかと感じた次第ですので、資料を付けさせていただきました。

次に、今も議論がありましたが、パチンコと公営競技、特にこれも依存症との因果関係が明確でないながらも、ここで議論しているという状況だと思います。さらに、依存

症の相談をされる18%、5人に1の方が、規制も受けていないFX、宝くじ、ネットギャンブルにより対象から漏れ対策が行われない状況は、非常に憂慮しております。

一方で、この会議の議論で規制をかけるほど、規制の無い20%の方に移行していき、それにより依存症をさらに深めてしまうと状況になる点も想定しております。この危機感を共有させていただき、次の計画では検討できればと思っております。

○樋口会長 貴重な情報、ありがとうございました。他、いかがでございますか。増田委員、お願いします。

○増田委員 申し訳ありません。広告の件ですけれども、最近、テレビでモーターボートとか競輪とか、若い方に対して、ちょっとアイドル的なイメージがあるんですけれども、そういうような広告がなされていて、それについてギャンブルであるというところが、同時に発信されてないように感じる場所がございます。若い方がテレビ見なくなるとはいえ、やはり非常に効果が高い方法だというふうにも思いますので、その辺についてはどういうふうにお考えなのかということ、ちょっとお伺いしたい

○樋口会長 増田委員、どなたにお伺いすればよろしいでしょうか。

○増田委員 モーターボートとか担当されてるその業界の方と、あと国の方ですね。お願いします。

○樋口会長 分かりました。お願いします。吉倉委員、よろしいですか。お願いします。

○吉倉委員 モーターボートについてご意見いただき、ありがとうございます。おっしゃるとおり、先ほどの射幸心の話もありますので、近年は目立つ形ではなく、だいぶトーンを抑えてきております。ギャンブル依存症対策にのっとり、イメージとしては柔らかいトーンになっています。

また、こちらの議論を経て、最終的に計画したとおりギャンブル依存についてのご案内、のめり込み防止についての内容についても、表記させていただいておりますので基準にのっとり対応している状況でございます。また、若い方に、あまり競技を前面に出すものではなく理解を得やすいよう工夫や苦慮をしながら行っています。具体的にもう少しこうした方がいいのではないか、というご意見がありましたら、お聞かせいただけたら幸いです。

○樋口会長 ありがとうございます。どうぞ吉田委員



○吉田委員 先ほどご意見ございました件、広告の関係であります。現在、公連協という公営競技関係の連絡の協議会ございまして、それで私どもはじめ、各公営競技で広告指針というのをあらためて策定をしてるところでございます。この指針、相当細やかな指針になってるところでありますので、それに従って今後はやっていくということ。それからテレビコマーシャルの話も若干出ましたが、実はテレビ各局で審査基準がございまして、私ども、例えば中央競馬のCMはどこまでいいとか、いろいろ決めがありまして、例えば払戻金とかは一切駄目とか、ゴールシーンも駄目とか、そういった厳しい規制の中で広告を流してるという現状もご理解いただきたいと思っております。以上です。

○樋口会長 ありがとうございます。ちょっとお待ちください。増田委員、国の方はいかがかという、そういう話でしたね。もしご回答いただけるのであれば、お願いしたいと思っております。

○榎本内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官 今、公営競技各省の担当の方に聞いたところ、基本的に事業者の方からご発言いただいたとおりで特段問題ないということでございますので、そういうような形で取り扱わせていただければと思います。

○樋口会長 ありがとうございます。野崎委員、どうぞ。

○野崎委員 すいません、日司連の野崎でございます。吉倉委員にご提出いただいております。その他というやつですが、債務整理中または直後の借金についてということで、2 ポツ目ですけど、「司法書士の説明では」とありましたので。ここに書いてあるとおりでろうとは思いますが、お金を貸すこと自体は違法ではないとは思いますが、逆に借りるほうのってなると、債務整理中である場合は、普通返せない状態だろうと思っております。返せないということを前提に借りることは、これは違法だろうという、可能性としては出てくるだろうと思っております。詐欺の可能性が出てきます、ここは借りる側から考えたらということも、記載があったほうがうれしいなというふうに思いました。

○樋口会長 それでは浜田委員、どうぞ。

○浜田委員 経済アナウンサーの浜田でございます。先ほど、吉田委員のお話にもありました広告の件ですけれども、前回の会議で、また、先ほども申し上げましたけれども、ギャンブルの楽しさだけでなく、リスクをしっかりと啓蒙する必要があるということについて。例えば、CM ですよ。参考となるのは金融商品の勧誘で、FX とか商品先物などの投機、正当な経済リスクですが、ギャンブルとしての性格も併せ持っているので、取

引参加者に対する確認がなされているというところとプラスアルファで、マスコミのコマーシャルなどでも必ず注意喚起が表示されています。広告審議会などでの審議の中では、そういうコマーシャルでの注意喚起というようなところも議論が進んでいっているのでしょうか。この点についてはいかがでしょうか。

○樋口会長 どうぞ、吉田委員。

○吉田委員 広告審議会というようなことではなく、各テレビ局による考査であるため、誤解がある発言になったら甚だ申し訳ないですが。各局にいろいろなそういった倫理面についていいですか、がございます。そこでいろいろご議論いただいてやってるんですけども、現在の広告でも、最後のほう、下のほうについていいですかに、のめり込まないでくださいというような趣旨の注意喚起を、テロップ的に流したりもしております。いずれにしても、先ほど申しました公連協での広告指針で事細やかに、今回それをあらためて決めようというところがありますので、そちらはまたあらためてご議論できればというふうに考えております。以上です。

○樋口会長 浜田委員、よろしゅうございますか。

○浜田委員 ありがとうございます。

○樋口会長 ありがとうございます。その他、いかがですか。阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 パチンコ業界はそういう宣伝広告に関して、かなり業界内で制限をかけて行っている状況で、公営ギャンブルのテレビCMだとかそういった部分に対して、業界内から、これはあれでいいですかという話も出てます。それと同時に、今パチンコ業界、売り上げはどんどん下がってる。これは、コロナでかなり来場者も減ってるという状況もある、やはり公営の方たちを見ると、今ネットによっての売り上げがどんどんどんどん増えているという状況だというふうに思いますね。

ですから、そういった部分で、宣伝広告っていう部分をやるのであれば、ネット投票に対する注意喚起というか、やはりそういったところを重点的にやるとか、場内でのいろいろ制限をかけようとしても、場内で制限をかけても、そういったネット投票の形でやられる方が増えてしまったではあまり意味ないと思うので、その辺を同じような形でやっていただければなというふうに、われわれ業界としては考えております。

○樋口会長 ありがとうございます。その他、いかがですか。どうぞ、中村委員。

○中村委員 予防普及啓発の部分でいいですかね。今年、昨年と、内閣官房のほうでポスターを作成していると思うのですが、特に去年のポスターが、ラットのように人間がなってるんで、これはまずいっていうふうに意見しました。ポスターの扱いなんですけども、ギャンブリング問題、ギャンブル等依存症というのは、例えば自助グループだと進行性の病という哲学があるわけです。それは自助グループの考えで、尊重しなくちゃいけないし、そういう考え方を求める人が行くわけですよね。でも一方で疫学調査だと、自己解決してる人もいるわけです。内閣官房が作ってほしいポスターは、国民全体に向けたポスターだと思うので、自己解決を示さずに治療を前提としているのは問題ではないかと思います。啓発、予防であれば、決められた金額で遊ばせようとか、のめり込みに注意せよとか、もうちょっと柔らかい形にしないと、いきなり病院に行きましょみたいな形にしちゃうと誤解と偏見が深まるんじゃないかなと思います。ワンダーポートでは両方のポスター貼っていません。もしこういうポスターが、今後作るのであれば、相談支援先や事業者の考え方に沿った幾つかのパターンを作るといったことはできないかと思います。少なくとも、人間の尊厳を傷つけるようなこういったイラストは、まずいと思います。他の意見の方、先生方、ありましたら、よろしくお願ひします。

○樋口会長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 これに関しては令和 2 年度のポスターも、動物が走るような、輪の中で人が走ってて、お金の札束が出てて、こういう形はまずいんじゃないんですかって、そのときもお話しさせていただいて。今年、令和 3 年度のポスターに関しても、ギャンブル等依存症は適切な治療と何とかでできますって書いてあるんですけど、これも文言がちょっとまずくないですかと。適切な治療っていうと、要は治療すれば治るっていうふうに感じてしまうっていうこと自体がどうなんですかっていうこと。ですから、実を言うと令和 2 年も 3 年も、ぱちんこ業界ではこのポスター、一切配ってないんですね。その代わり、われわれ、今年はどういった、遊びにはバランスが必要でしょっていうようなポスターを独自に作って、貼らせていただいているんですね。ですから今、中村委員が言われたように、そういったところをもう少し考えて、幾つかのパターンの中で、これがいいんじゃないか、あれがいいんじゃないかっていう議論をさせていただかないと、今年のポスターについても、これはまずいって、私も事前にお話ししたんですけど、いや、そのまま決まっちゃいましたっていうご報告だけなんですね。だとすると、幾ら作っても、使えないもの、張れないものっていうふうにならぬ部分で、その意味合いがどれだけあるのかなっていうふうな。ただやっただけという事実だけでは、やはり対策、予防にはつながらないんじゃないかなっていうふうにも思うんで、やはりもう少しそういったところ、柔軟的に対応していただければいいんじゃないかなというふうな感

じてます。

○樋口会長 分かりました。他にございますか。増田委員、どうぞ。

○増田委員 すいません。ちょっと蒸し返すようで申し訳ないのですが、広告についてなんですけれども、今審査基準を満たしているっていうことでした。私が審査基準を詳しく承知しておりませんので、間違ってたら申し訳ないのですけれども、書けばいいというものではなく、ギャンブルであるということ、リスクがありますよっていうことがどれだけ伝わるものなのかっていうことが、もう少し検討されてもいいのかなっていうふうに思います。

例えば放映する時間であるとか、それから対象を誰にしているのかってというようなコンセプトはあると思うのですけれども、やはり小さくギャンブルですということを書いてあるのではなく、どれだけ広報、効果があるのかってところを検討した書き方、それから先ほど指摘あったように、ネット上での広告の監視っていうものも含めて、広告の在り方についてご検討いただく必要があるのではないかなっていうふうに思いました。

○樋口会長 ありがとうございます。他にございますか。もしなければ、この議事はこれで終了したいと思います。本日の議事録につきましては事務局で作成し、各発言者に内容を確認させていただいた上で、できるだけ速やかに公表したいと考えています。次回の日程など、事務局から連絡事項などございましたら、よろしく願います。

○榎本内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官 樋口会長、ありがとうございます。次回の会議の日程につきましては、以前提示させていただいた資料、本日、参考資料 1 としてお付けしておりますが、こちらに則り、年明け 1 月中を目途に基本計画変更案をご提示の上、ご議論いただければと思っております。具体的な日程につきましては会長とも相談の上、委員の皆さまと調整させていただきます。

加えまして、先ほどもポスターの話が出ておりましたが、内閣官房より 1 点、来年の啓発週間に関して告知がございます。御承知の通りでございますが、毎年 5 月 14 日～5 月 20 日がギャンブル等依存症問題啓発週間として、内閣官房や関係省庁、事業者や関係団体の皆様におかれまして、ギャンブル等依存症問題の啓発が実施されているところでございます。内閣官房においてはギャンブル等依存症問題の啓発に資するよう、令和 2 年度より啓発のポスターを作成及び配布してきています。令和 2 年度、令和 3 年度は当該ポスターのキャッチフレーズを事務方で考えて作成しておりましたが、来年度のポスターにおけるキャッチフレーズについては広く公募を行い、その中から決めることといたしました。また、併せて、ギャンブル等依存症についてより多くの国民に知ってもら

うことを目的に、ギャンブル等依存症からの回復（克服）体験談の募集を行うこととしました。募集した体験談については、募集の趣旨に合うものを事務方で取りまとめて内閣官房 HP 等へ掲載をする予定です。近日中に内閣官房 HP にて募集案内等の詳細を発表いたしますので、御関心のある方は御覧いただければ幸いです。私からは以上でございます。

○樋口会長 次回も今日と同じようにハイブリッドで開催の予定でしょうか。

○榎本内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官 はい。まだ決定はしておりませんが、これも委員の方々にご要望をお伺いしながら、具体的な開催の方式につきましては決定させていただければと思っております。

○樋口会長 分かりました。次回は基本計画の変更案の議論なので、できるだけ多くの先生方が、事情が許せば会場に来ていただければと、強く願っています。それでは、以上で第 8 回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

以上